

点検・保修 – 安全対策設備の点検・補修の考え方、管理マニュアル上の工夫 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.206

安全対策設備の点検や補修はどのような考え方で行うのか。また、点検マニュアルなどを常に改善していくための仕組みはあるのか。



第26回ワーキング
(2024.2.14) で議論

ワーキングチーム検証結果

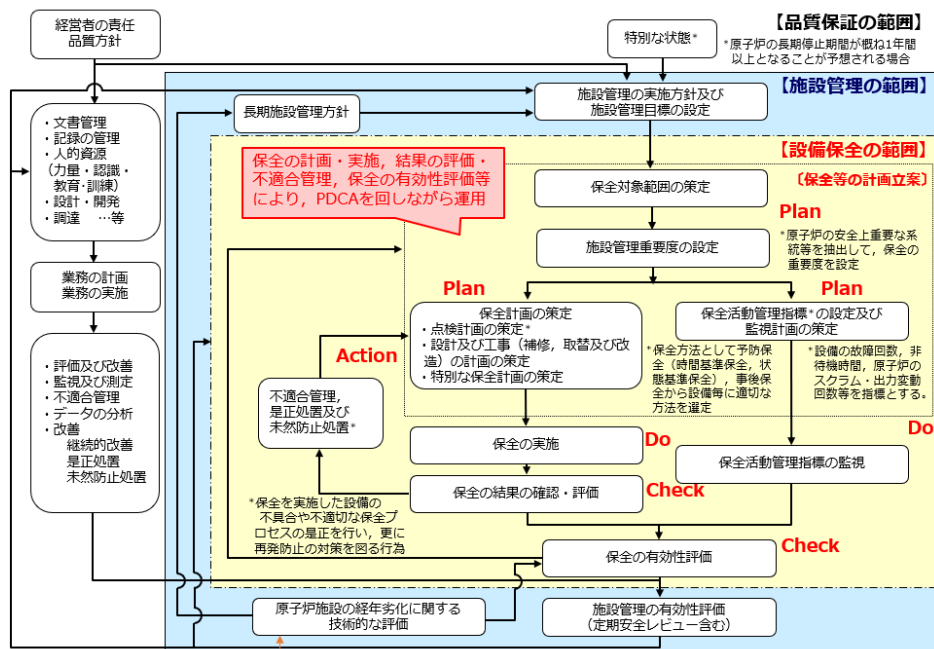
設備の点検や補修は、**社内の品質マネジメントシステム※に基づき、社内ルールを定め計画的に実施していること、社内ルールでは、点検マニュアルなどの改善点を迅速に反映させる仕組みを構築していることを確認。**

※品質マネジメントシステム
保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組み

ワーキングチーム検証結果 (抜粋)

○東海第二発電所の安全対策設備の保安に関する実施方針

- 原子力発電所では、原子炉の安全確保、発電所の安全・安定運転のため、定期的な検査等を通じて各設備の健全性を確認
- 東海第二発電所では、品質マネジメントシステムに基づき、**定期的な検査を含め、発電所施設全体の管理・各設備の保安に関して、社内ルールを定めて運用している。**
- 社内ルールにおいては、**保安の計画〔Plan〕、保安の実施〔Do〕、保安の結果の評価〔Check〕、不適合(社内ルールから逸脱した状態)の管理・是正〔Action〕**などにより、社長のトップマネジメントのもと、**PDCAを回しながら運用していくことで、設備の不具合や不適切な保安プロセスの是正を行い、再発防止を図る仕組み**としている。
- このPDCAを回す活動を通じて、設備の点検内容の信頼性も高めていき、**点検内容や点検マニュアル等に改善事項を見つけた場合に、漏れなく迅速に反映していく仕組みを構築している。**



東海第二発電所の社内ルールに基づく施設管理業務のフロー図（拡大）

